

經濟論叢

第 132 卷 第 1・2 号

経営と家族 (1).....	渡 瀬 浩	1
いわゆる「植民地物産」について (1).....	渡 辺 尚	22
戦後ソ連の工業化と企業組織.....	溝 端 佐登史	48
日本帝国主義形成期における東北開発 構想 (下)	岡 田 知 弘	71
日本工作機械工業の技術発展の統計的分析.....	小 林 正 人	88
戦時金融統制と日本興業銀行.....	西 村 貢	110
書 評		
本山美彦『貿易論序説』.....	杉 本 昭 七	134

經濟学会記事

昭和 58 年 7・8 月

京 都 大 學 經 濟 學 會

戦時金融統制と日本興業銀行

西 村 貢

I はじめに

1937年（昭和12年）7月の日中戦争勃発を契機に日本は戦時経済体制に移行し、同年9月第72回臨時帝国議会で成立した臨時資金調整法（資金調整法と略す）に基づき戦時金融統制が開始された。同法は、日中戦争に直接先行する時期以来産業政策の基調をなした生産力拡充政策（生拡と略す）と密接な関連をもって運用された。日本の戦時経済統制は、国家総動員法成立を画期に総合的な政策体系へ移行してゆく。総動員体系においては、金融統制は有機的要素であったが副次的要素でもある。しかし、金融統制は貿易統制とともに本格的な統制立法の先駆であり、規定的法規でもある。また、資金調整法の施行当時、物資の直接的需給統制が政策体系化されておらず、同法は物資需給調整及び経済構造再編成の課題をも遂行した。

本稿は、戦時金融統制の展開過程を日本興業銀行¹⁾（興銀と略す）の融資活動を素材として検討する。日中戦争期の政策基調は生拡であり²⁾、その内容は軍事工業動員法のように直接的な軍需品増産体制の確立を旨とするのではなく、その基礎となる重化学工業の基盤的生拡＝産業構造の再編を旨とするものであった。迂回的軍需工業体制確立の逼迫性は、政策担当者に日本資本主義生産力の二重の格差重圧³⁾として認識され、戦局拡大に促迫され時局の緊急課題として

1) 戦前の興銀は特殊銀行である。戦後、1950年普通銀行に転換後1952年長期信用銀行に再転換し現在に至る。

2) 通商産業省『商工政策史』第11巻産業統制、1964年を参照。

3) 「近代戦の重工業依存と日本経済の軽工業依存との間の広大な落差」『エコノミスト』1938年8月1日号、229ページ。

急激な産業構造再編政策を遂行させた。財政的には、直接的軍需物資徴達のための財政資金散布と同時に、特殊銀行を媒介に国家資金を源泉とした産業金融が展開された。従って、金融統制は金利水準操作による資金統制一般でも、戦費調達のための赤字国債発行にともなうインフレ管理一般でもない。それは、軍事目的に規定されつつ財政資金を通ずる産業再編の誘導及びそのための資金供給と投資規制であった。かかる金融統制の戦略的金融機関たる役割を果たしたのが興銀である。

以下、まず戦時金融機関体制の形成過程での興銀の特殊性を考察する。第二に金融統制と生拡政策との関連を、第三に金融統制を興銀の産業金融として考察する。最後に、特殊銀行の融資基準拡大が同時に、金融機関としての破局を準備するものであること、国家資金を源泉とした財政誘導の一掃結を示すものであることを考察する。

II 戦時金融機関体制の形成

戦時金融機関体制は、昭和初期銀行合同⁴⁾を契機とした民間金融機関の中央集権化の継承と、特殊銀行の機能拡大・機能分担を通じた既存の金融機関体制の編成替として現出した。

まず民間銀行体制をみれば、昭和初期以来の銀行合同が戦時経済の進展とともに加速度的に展開している（第1表）。銀行合同は通常四期に分類されるが、昭和期はさらに二期に細分しなければならない。すなわち、昭和初期の恐慌や不況に対する抵抗力強化を目的とした1928年1月施行銀行法に基づく弱小銀行淘汰の過程と、その政策の一応の限界と地方金融の緩和を背景とした1933年8月大蔵省新方針以後である。その新方針は「今後は一府県または経済的に一単位と見られる地域内の金融系統を整備し、金融統制を確立することを以て政策の主眼」⁵⁾とするものであり「一県一行主義」と呼ばれている。かかる政策は

4) 本稿で言う「銀行合同」は、法律上の「合併」である「新立合併」と「吸収合併」に「買収」の形成も含めた範疇として使用する。

5) 現代日本産業発達史研究会『銀行』、1966年、414ページ。

第1表 各期における普通銀行集中の規模(単位, 行, %)

期 間	前期末銀行数	各期末銀行数	期間内減少数	期間内減少率
I 1902—13	1,890	1,616	274	14.5
II 1914—19	1,616	1,344	272	16.8
III 1920—32	1,344	538	806	60.0
IV 1933—45	538	61	477	88.7

注) 普通銀行以外の銀行の各期末数は次のとおりである。(単位: 行)

(A) 貯蓄銀行 I 489, II 657, III 87, IV 4。

(B) 農工銀行 I 46, II 46, III 19, IV 0。

(C) 特殊銀行 I 6, II 6, III 6, IV 5。

(出所) 現代日本産業発達史研究会『銀行』1966年, 247ページ。

1936年5月第69議会貴族院予算委員会で馬場蔵相が預金者保護よりも金融統制を目的とする旨の発言を行い、地方銀行合同政策として確認された。そのために、第四期は銀行減少率最大という特徴がある。1932年7月末普通銀行は、敗戦時にはその約90%が姿を消している。しかも、この期間でも1936-37と1941-43年に集中していた。かかる銀行合同は、必然的に全国普通銀行に占める少数巨大銀行の圧倒的優位を確立させた(第2表)。ここに少数巨大銀行を頂点とし、他の普通銀行は地域的独占を基盤として前者と並存しながら前者に従属せざるをえない格差が形成されてくる。この格差は、戦時に体制的に定着し、金融統制下で地方普通銀行資金はコール市場を経由して戦時金融機関体制を支える土台を形成した。

戦時経済における民間銀行の中央集権的体制の形成は、国家資金を軸とした戦時金融機関体制に包摂されてゆくのであるが、それを可能にしたのは特殊銀行の金融機関としての機能拡大と国家機関としての権限集中である。

日本の特殊銀行は、銀行分業主義に基づきほぼ1890年代に設立されるが⁶⁾、国内の産業金融分野で重要な役割を果たしたのは興銀と日本勧業銀行である。両者は国家政策遂行機関として長期低利の資金融通を行う点では同じであるが、前者は主に工業分野の金融を担当したのに対し、後者は農業不動産に融資を

6) 前出『銀行』, 70ページ。

第2表 普通銀行に占める大銀行の比重 (単位, 百万円, 下段%)

年 末	普通 銀 行				大 銀 行			
	払込 資本金	総預金	貸出金	有価証券	払込 資本金	総預金	貸出金	有価証券
1931	1,249	8,268	6,591	2,928	323	3,169	2,062	1,189
					25.9	38.3	31.3	40.6
1933	1,186	8,815	6,084	3,325	395	4,728	2,594	1,873
					33.3	53.6	42.6	56.3
1935	1,134	9,950	6,192	4,242	395	5,340	2,789	2,379
					34.8	53.7	45.0	56.1
1937	1,047	12,433	7,792	4,654	395	6,581	3,992	2,267
					37.7	52.9	51.2	48.7
1939	1,000	19,965	11,349	7,811	395	10,541	6,063	3,787
					39.5	52.8	53.4	48.5
1941	945	29,794	15,477	12,798	395	15,453	9,140	5,455
					41.8	51.9	59.1	42.6

注) 大銀行とは次の銀行をさす。

1931年, 三井, 三菱, 第一, 安田, 住友, (五大銀行)。

1933年以降, 三井, 三菱, 第一, 安田, 住友, 三和, (六大銀行)。

(出所) 後藤新一『日本の金融統計』, 1970年, 86~93ページより作成。

行なっていた⁷⁾。戦時経済期にも融資対象の分業関係は維持されるが、後述のように前者は一方的融資機関、後者は預金吸収機関という新たな分業関係に再編される。従って、国家資金を軸とした産業金融の分析にとって興銀の機能拡大が重要である。

興銀は、開業以来国家政策に従属し、数度の融資内容の機能転化を余儀なくされた。同行は、1902年に「日本興業銀行法」及び「定款」に基づき開業している。その規定によれば、金融債発行による資金調達と長期資金貸付という二大性格が明文化されているものの、活動内容とりわけ融資業務内容は不明確であった。融資内容としては、第1次大戦まで主に外資導入のための動産銀行及び植民地投資機関として活動し、それ以後満州事変の頃までは恐慌の影響下に

7) 石浜知行『特殊金融機関史論』, 1937年を参照。

ある「周辺産業」⁸⁾の救済融資機関として活動した。これらの融資は巨額ではないが、特殊銀行という特殊性に基づく融資内容であった点で、また特に救済融資は対象が工業でありそれらとの資金的関係が形成されかつ、融資技能を習得した点で戦時経済期の特異な展開の基礎をなすものであった。しかし、昭和初期の融資目的が救済であったために景気回復につれて融資残高は減少し、それに代わって民間普通銀行の融資が増大する関係すなわち競合関係として現象する量的補充関係にあり、戦時経済期のような融資資金性格の質的補充関係を通じて興銀の産業金融と民間普通銀行の産業金融が一体化する関係はまだ形成されていない。かかる関係の形成には、それを必要とする産業政策の遂行と民間普通銀行の資本としての投融資それ自体の限界が明らかにされなければならない。

ここでは、それに先立ち日中戦争期の興銀の機能拡大の過程を追ってみよう。第3表のように、貸出金・債券発行高及び借入金が著増している。つまり、国家は日中戦争期に特殊銀行の特異性に由来する経済政策に従属して融資内容を規定しうる特殊性と特殊銀行の内で工業への融資実績があることを利用して、生括政策遂行のための戦略的金融機関の必要性に新たな特殊銀行を設立するこ

第3表 興銀主要勘定

(単位、百万円)

年 末	公 資 本 金	称 本 金	払 資 本 金	償 還 金	債 券 行 高	預 金	貸 出 金	有 価 証 券	借 入 金
1934		50	50		290	60	311	100	6
1935		50	50		280	69	335	83	0
1936		50	50		244	232	356	93	0
1937		50	50		641	249	779	106	33
1938		50	50		872	256	1,111	125	164
1939		200	88		384	473	1,319	220	347
1940		200	88		1,425	201	1,912	195	484
1941		200	88		2,310	249	2,736	440	667
1942		200	88		3,280	454	3,764	795	1,616

(出所) 前掲『日本の金融統計』236, 237ページより作成。

8) 川上忠雄「第一次大戦後の日本興業銀行の産業金融」、『経済志林』所収、1960年を参照。

となく、興銀の機能拡大で対応した。そのことが貸出金の増大に、融資能力を高めるために国家資金を源泉とする債券発行高と借入金の増大となって現われている。

資金調達では、興銀は民間普通銀行と異なって金融機関でありながら預金——貸出しという完結的な資金体系を自

第4表 興銀債券発行限度の推移

(単位、百万円)

	興銀法	資金調整法	発行限度 合計
1902年	12.5		12.5
1905	25		25
1934	450		450
1935	500		500
1937	500	500	1,000
1939	875	1,000	1,875
1941	875	2,000	2,875
1942	875	5,000	5,875

(出所) 前掲『日本の金融統計』, 236, 238ページより作成。

己の中にもっていない。興銀は設立以来預金吸収の法的制限はないが、残高は普通銀行に比べて少なく、主要には債券発行に依存していた。債券発行限度は第4表のとおりであるが、重要なのは1937年資金調整法による正規限度外の特別枠の設定である。特別枠として5億円の追加発行が認められ、借換債は発行限度に含めずかつ特別枠に対し「元本の償還及利息の支払を保証」⁹⁾する政府保証が与えられた。その後、この特別枠の範囲は逐次拡大され、政府保証額も特別枠相当額を限度として発行債券の総体へと拡大された¹⁰⁾。かかる国家資金の保証による興銀債の増発をその引受先から見れば再び国家資金が登場する。興銀債は設立以来預金部等低利の国家資金引受がほとんどである。「大正3年から6年に至る4年間の興銀債券発行高中預金部引受分は……発行総額の70%に上り、更に大正3年から割引興業債券発行開始の前年(大正10年)までの預金部引受及び政府保証付の債券発行高は発行総額の80%に上っている」¹¹⁾。この傾向は、日中戦争まで変わらず「結果的に政府資金及び日銀信用の拡張とにより遂行された」¹²⁾。日中戦争以降は、預金部資金が戦費調達のための国債引受に

9) 「臨時資金調整法」(1937年)第12条の規定。

10) 「臨時資金調整法中改正」(1939年)。

11) 日本興業銀行臨時史料室『日本興業銀行五十年史』, 1957年, 216ページ。

12) 同上, 360ページ。

動員され、興銀債引受の絶対額は増大するが運用先比率は低下してくる。そこで預金部に代わって金資金特別会計¹³⁾が登場する。1937年発行総額の92%、1938年発行総額の62.4%が同会計引受である。このように、興銀の資金源泉は国家資金である。当時の預金部資金は、国民貯蓄奨励運動により吸収された「大衆の少額資金」¹⁴⁾の預金と資金調整法で規定された日本勅業銀行の貯蓄債券及び報国債券売上金の預金という大衆の零細な資金である。ここに、国民の資金吸収を担当する特殊銀行と預金部を媒介として産業に資金供給する特殊銀行の分業体制が形成されている。

しかし、この体制も急激な産業資金供給の必要性を満たさず、1940年以降は新たに地方銀行の興銀債特別引受が開始される。これは地方銀行や貯蓄銀行等の中小銀行の資金運用難と興銀の資金調達難を同時に解決するために考察されたものであり、地方資金を都市部産業資金に転態させる機能をもち国家資金ルートを代位補充するものとして敗戦に至るまで継続された。しかも、興銀の借入金の増大は、同行設立以来日銀や預金部からの借入が大半であるが、戦時経済においては地方銀行や貯蓄銀行が放出したコール資金の取り入れも行なわれた。興銀は、必要があれば日銀借入れでコール市場の資金需要に応じ、債券発行を行なって借入金の債券への振替を行なっている。

このように戦時経済期の興銀の機能拡大は、日銀、預金部を媒介として国家資金を源泉とすることで、国民の零細な資金及び地方資金を生括政策に動員するものであった。それは同時に、特殊銀行の分業関係を再編し国家資金の循環を戦費供給と生括資金供給とに二元化するものである。

以上のように、戦時経済期は民間巨人銀行を頂点とする中央集権化への編成替と興銀を軸とする特殊銀行の編成替とが同時に行なわれた時期であるが、両者の関係はいかなるものであったのか。この相互関係は、融資決定権限・融資対象及び資金性格を見なければ十分に分析することはできないが、ここでは貸

13) 1937年8月「金準備評価法」によって名目的に増加して得た正価の評価益7億5,000万円で設立され、1937年11月から興銀債の特別引受を開始した。

14) 大蔵省『大蔵省百年史』下巻、1969年、157ページ。

第5表 全国銀行・六大普通銀行・興銀の貸出残高とその比重(単位、百万円、%)

年 末	全 国 銀 行		六 大 普 通 銀 行		興 銀		B/A	C/A
	貸出残高 (A)	指 数	貸出残高 (B)	指 数	貸出残高 (C)	指 数		
1934	8,875	100.0	2,581	100.0	311	100.0	29.1	3.5
1935	9,081	102.3	2,789	108.1	335	107.7	30.7	3.7
1936	9,505	107.1	3,264	126.5	356	114.5	34.3	3.7
1937	11,012	124.1	3,992	154.7	779	250.5	36.3	7.1
1938	12,223	137.7	4,628	179.3	1,111	357.2	37.9	9.1
1939	15,038	169.4	6,063	234.9	1,319	424.1	40.3	8.8
1940	18,371	207.0	7,854	304.3	1,912	614.8	42.8	10.4
1941	20,985	236.5	9,140	354.1	2,736	879.7	43.6	13.0
1942	24,857	280.1	10,774	417.4	3,764	1,210.3	43.3	15.1

注) 1) 全国銀行は日本銀行を除く全銀行合計。

2) 六大普通銀行は第2表と同じ。

3) 指数は1934年を基準にした伸率。

(出所) 大蔵省・日本銀行編『財政経済統計年報』, 1948年, 357ページ。前掲『日本の金融統計』, 92ページ。『興業銀行五十年史』, 1957年, 巻末資料17, 18ページより作成。

出残高の比較をしてみよう。第5表は恐慌からの回復期、一県一行主義政策が現実化してくる1934年を基準としている。貸出残高の継続的増大が特徴である。六大普通銀行は急激に増大し、興銀はそれにまして急激な増大である。比重でも同様の傾向が見られるが、興銀は1937年を画期にそれ以前の六大普通銀行の最下位銀行の水準から一躍筆頭銀行に並びそれ以後凌駕する水準を保持する。例えば、1938年興銀約11億円は筆頭住友銀行を約2億円強上回り、第6位三菱銀行の二倍弱に相当する。また、その額は東京三大普通銀行(三井、三菱、第一)の1938年上期末貸出金残高合計約10億円を凌ぎ、同年末合計約15億円に迫るものである。

かかる推移は、興銀を軸とした産業資金供給体制への編成替を示している。すなわち、民間金融機関の中央集権化と特殊銀行の再編の同時過程は、国家資金を生括資金として振り向けようとする金融統制によって前者の後者への包摂の過程である。換言すれば、国家資金供給体制を媒介として両者が融合し一体化してゆく過程である。かかる戦時金融機関体制の形成は、日中戦争期には民

第6表 生産力拡充四ヶ年計

	鉄 鋼	軽金属	非鉄金属	石 炭	石 油	電 力	鉄道車輛
固定資本資金(A)	1,020	232	120	393	701	2,017	103
運 転 資 金	328	60	32	61	126	—	20
合 計(B)	1,348	293	152	454	826	2,017	122
A/B	75.7	79.5	78.7	86.6	84.8	100.0	84.1
業種配分比率	17.6	3.8	2.0	5.9	10.8	26.3	1.6

注) 1) 本表は「自昭和13年至昭和16年生産力拡充四ヶ年計画(案)」(1938年10月)年次別所要

2) 羊毛は資料空白のため省略。

(出所) 中村・原編『現代史資料』第43巻, 1970年, 209, 210ページより作成。

間銀行の資本主義的行動様式を利用し、誘導する形態で行なわれたが、太平洋戦争期には資本主義戦時経済の生産力主義的合理性に基づき民間銀行行動の強権的制限として軍需融資指定金融機関制度及び金融統制会の形態で完成されることになる。

かかる金融統制は、日中戦争期の特徴である金融を媒介とした産業政策である生拡政策と密接な有機的連関をもっていた。次章では、生拡政策の金融的側面を考察する。

III 生産力拡充政策と産業資金供給

生拡政策とは1938年度から41年度までに「重化学工業を中心に工業生産力を現在の3倍に高め」¹⁵⁾ようとする産業政策である。閣議決定された『生産力拡充計画要綱』(1939年1月)では、その根本方針を「本計画の範囲は国防力の基礎充実に主眼を置き特に統一的計画の下に急速拡充を要する重要産業に之を限定す」¹⁶⁾と規定し「計画産業の種類並に本計画に依り昭和16年度に於て到達すべき生産目標及各年次別生産予定額」¹⁷⁾を決定した。対象産業は15産業であり、要綱では『生産力拡充計画立案要領』(1938年1月)に含まれていた航空

15) 近衛首相発言, 大蔵省昭和財政史編集室『昭和財政史』第11巻, 1957年, 46ページ。

16) 中村・原編『現代史資料』第43巻, 1970年, 244ページ。

17) 同上。

画(案)所要資金概計表

船舶	自動車	ソーダ及工業塩	硫酸アンモ	パルプ	金	工作機械	総計
1,348	94	94	236	174	157	100	6,787
—	43	19	23	51	64	42	869
1,348	137	113	259	224	221	142	7,656
100.0	68.6	82.9	91.2	77.3	70.9	70.4	88.7
17.6	1.8	1.5	3.4	2.9	2.9	1.9	100.0

資金概計表を合計したもの。

機産業が除外されている。ここにも直接的な軍需品製造工業ではなくその基礎的産業の飛躍的発展をめざす生拡政策の特徴が現われている。

要綱では、生産計画とともに資材、資金、労務、電力の諸計画から構成されていたが、産業金融を規定つけた各年次別所要資金計画を固定資本資金と運転資金別に累計し、固定資本資金比率と業種配分比率を算出すれば第6表となる。第一の特徴は、4ヶ年所要資金総計が約77億円という巨額な産業資金需要である。その額は当時の一般会計規模の3倍弱に相当する。しかも、表では計画対象15産業に限定したが、同時に作成された計画実施に必要な全産業的「経済資金所要額」は4ヶ年総計で直接事業資金約156億円(内訳;計画産業約77億円、附帯事業計画産業約15億円、準計画産業約37億円——兵器及兵器部分品製造工業約6億円・計画外機械器具製造工業約20億円・計画外緊急事業約10億円——、不急産業約18億円、増加運転資金約10億円)、それに間接事業資金約58億円を加算すると合計約215億円の産業資金を短期間に必要としている。第二の特徴は、業種配分額で電力約20億円(26.3%)、鉄鋼及び船舶が各々約13億円(17.6%)、石油約8億円(10.8%)である。計画対象産業を鉄鋼、軽金属、非鉄金属の金属素材部門と石炭、石油、電力のエネルギー部門、鉄道車輛、船舶、自動車の運輸部門及びその他に分類すると、金属素材部門23.4%、エネルギー部門43.0%、運輸部門21.0%、その他12.6%となり、生拡計画が軍需品製造工業の基盤となる重化学工業優先の産業政策であり、産業資金を特定業種に集中させよ

第7表 産業資金源

年 末	総 計 (A+B+C+D)		自 己 資 金 (A)		株 式 (B)		事 業 債 (C)	
	1934	2,101	100.0	1,174	55.9	1,186	56.4	61
1935	2,504	100.0	1,280	51.1	816	32.6	26	1.0
1936	2,989	100.0	1,408	47.1	996	33.3	-68	-2.2
1937	6,020	100.0	1,864	31.0	1,986	33.0	-7	-0.1
1938	6,947	100.0	2,017	29.1	2,286	32.9	357	5.1
1939	9,720	100.0	2,582	26.6	2,330	24.0	750	7.7
1940	11,589	100.0	3,343	28.8	2,940	25.4	609	5.3
1941	12,936	100.0	4,071	31.5	3,523	27.2	1,225	9.5

注) 1) 増減算出方法は現在高及び残高の純増減。

2) 自己資金は減価償却及び社内留保の合計。

3) 六大普通銀行は第2表と同じ。

(出所) 日本銀行統計局『明治以降本邦主要経済統計』, 1966年, 248, 249ページ。前掲『日

うとしていたことがわかる。さらに、物資需給統制のかなめとされた普通鉄鋼材は生拡計画産業へ1941年度まで各年「約三分の一が配当されていた」¹⁸⁾のであり、日中戦争期前半は軍需配当量を上回っていた。ここにも迂回的軍需工業動員体制の特徴が現われている。その産業政策は、既存の重化学工業資本の生産能力では不十分であり、新規産業資本の参入と急激な設備投資を誘導する投資規制を不可避とした。そのために、計画対象産業の固定資本資金比率は高位であり、総計で約90%という第三の特徴を示す。

ところで、日本経済は1936年当時には本格的な設備投資期に入っていた。業種別事業計画資本高で見れば、総計で1933—35年15億円弱から1937—38年約40億円、1939—40年約50億円へと増大した。業種別では、製造業がほぼ50%を占め、運輸、電気、鉱業が約10%であった。金融、農林、水産は停滞的である。さらに、日中戦争期を株式会社払込資本金業種別現在高を1936年を基準に見ると、全業種では2倍弱になるが、重化学工業は3倍弱であり、軽工業は停滞で

18) 原朗「資金統制と産業金融」『土地制度史学』第34巻, 1966年, 61ページ。

泉 (増 減) 状 況

(単位, 百万円, 右%)

借入金合計 (D=E+F+G)									
		民間金融機関 (E)				興 銀(F)		預金部(G)	
		六大普通銀行							
-320	-15.2	-245	-11.7	-13	-0.6	-41	-2.0	-34	-1.6
382	15.3	370	14.8	475	19.0	25	1.0	-13	-0.5
653	21.8	543	18.2	728	24.4	20	0.7	91	3.0
2,177	36.1	1,783	29.6	636	10.6	423	7.0	-29	-0.5
2,287	32.9	1,975	28.4	1,435	20.7	332	4.8	-20	-0.3
4,058	41.7	3,655	37.6	1,791	18.4	208	2.1	195	2.0
4,697	40.5	4,213	36.4	1,286	11.1	593	5.1	-109	-0.9
4,117	31.8	3,405	26.3	1,634	12.6	824	6.4	-112	-0.9

本の金融統計』92, 236ページより作成。

ある。かかる急激な重化学工業化の主要な担い手は財閥資本である。1937年から1941年までの期間に、三井、三菱、住友の総合財閥は払込資本金増加額約15億円中約10億円を重化学工業に投資しており、自系列内分布では約70%を振り向けている。野村、安田の銀行資本中心財閥も約5,000万円、自系列内分布約30%を、浅野、大倉、古河、鮎川の新興財閥は約7億円、自系列内分布約80%を重化学工業に投資している。これら9財閥総計では、当該期増大分約25億円の内約17億円(約70%)を重化学工業に投資している。全株式会社に占める財閥資本では約102億円内約51億円(約50%)であるから重化学工業化の主要な担い手は財閥資本であるといつて過言ではない。そして、重化学工業の払込資本金増大の内約34%が9財閥であり、約20%が総合財閥である。従つて、日中戦争期の生拵政策という重化学工業化産業政策は、それまで鉱業、軽工業、商業、金融を主要な蓄積基盤としていた総合財閥の蓄積基盤の移行を、既に重化学工業部門を蓄積基盤としていた新興財閥の蓄積基盤の強化をもたらすものであった。かかる政策が日本経済の産業再編に帰結し、そのための産業資金供給と投

資規制が資金調整法による金融統制にほかならない。

さて、かかる急激な重化学工業化をもたらした産業資金の源泉はどこであったのか。第7表が示すように、1937年を画期に飛躍的な産業資金需要増大が存在し、その資金源泉は自己資金額の増大にもかかわらず自己資金比率は30%弱に低落し外部源泉資金が増大している。これは、資金調整法の起債統制の影響であるが、資本市場という媒介を経ない現金形態で資金統制しようとする戦時金融統制の特徴である。従って、借入金が重要な位置を占めることになる。第2表では貸出残高であったが、第7表では各年の増減を示すことで民間金融機関貸出金に占める六大普通銀行の比率の高さが著しいことがわかる。特に、日中戦争期はその特徴が顕著であるが、それとともに国家資金にも同様の傾向がでてくる。すなわち、預金部資金が減少する一方で興銀資金の増加が著しい。これは、預金部資金が直接的軍事費調達のための赤字国債引受に動員されたのが直接の原因であるが、恐慌救済のための短期貸出金需要が減退したのに代わり重化学工業設備資金需要が発生し、そのために国家資金が興銀を媒介として長期貸出金に転態されたためでもある。興銀の融資は、二元化された国家資金供給の片方を担う戦略的重要性を帯びていた。

このように、興銀の融資は生括政策と一体化されたが、その産業政策の立案を担当していたのは企画庁を中心に「財界の巨頭を網羅した中央経済会議」¹⁹⁾であった。ここでは、財閥資本家と国家官僚が一体し、興銀の重点的融資先を規定し、金融統制による融資認可制を媒介して財閥資本の投資リスクを軽減させつつ強力な財閥資本の利害に沿った重化学工業化産業再編政策を遂行させていたのである。

IV 産業再編成と日本興業銀行

日中戦争期の金融統制は、臨時軍事費特別会計による直接的軍事費供給と生括及び軍需産業振興のための産業資金供給という国家資金の二元的供給を円滑

19) 前掲『現代史資料』第43巻、57ページ。第一回中央経済会議は1937年7月20日。

に遂行させることを目的としていた。そのために資金調整法が制定されていた。しかし、法としては体系性^をもちながら金融を媒介とした財政誘導には内部に矛盾を内包せざるをえない。第一に、国家資金を同じく資金源泉とする直接的軍事費と産業資金は、前者が国債増発で先取りされ後者を量的に制約せざるをえない。第二に、国債の日銀引受はインフレをもたらし、生拡所要資金は増額を必要とされ、年次別計画は見直しを繰り返し四年間を貫徹する計画性を喪失せざるをえない。そのことは、軍需工業の総合的基礎を脆弱化させ大量物資の軍需に応じきれず、生産過程とは乖離した軍事費支出を生起させる。最後に、産業金融の逼迫は市中金利の上昇要因となり、一方で国債費の上昇を、他方で産業資金の金利負担上昇要因となり資本の投融資を財政的に誘導する障害となる。このような矛盾を内包しつつ生拡政策を遂行させた金融統制は、やがて矛盾の顕在化によって戦時経済の合理性の徹底によって新たな金融統制へと移行してゆかざるをえなかった。

ここでは、日中戦争期の金融統制の内部矛盾に規定されながら展開した産業金融をみてみよう。同期の国家資金による産業金融の特徴は、融資対象業種の選別、特定産業資本への集中融資及びそれ以外の産業資本への資金供給の抑圧である。資金調整法は、かかる融資方針に基づき、金融機関の設備資金供給を主要対象として統制した。同法は設備資金について、金融機関の資金貸付、有価証券の応募・引受及び自己資金による工場等の新設・拡張・改良等を政府の認許可事項とした。政府は、認許可の最高決定機関として総理大臣を会長、大蔵・商工両大臣を副会長とする資金調整委員会を組織し、1937年9月に認許可基準として「事業資金調整標準」を決定した。しかし実際には、金融機関が「標準」に従い自治的調整できるとし(第3条)その場合、政府の認許可を必要とせず、この自治的調整組織として1937年9月に日銀内に資金調整局が新設された。

「標準」は、生拡計画・軍需・国際収支改善及び現有生産力等の関係により甲乙丙の三種及び甲類イロ・乙類イロハに段階別分類されている²⁰⁾。甲類は原

第8表 認許可実績

(単位, 百万円)

年 中	件 数		金 額	
	認 許 可	不 認 許 可	認 許 可	不 認 許 可
1937. 9. 27~	991	89	1,760	115
1938	2,730	267	4,979	623
1939	3,775	654	5,032	596
1940. 6月まで	1,991	639	2,794	550
果 計	9,487	1,649	14,565	1,884

注) 1. 不認許可数内には申請取下及び計画減少数を含む(金額は減少金額)。

2. 金額には目的変更を除く。

(出所) 東京銀行集会所『銀行通信録』, 625, 637, 651, 653, 656号より作成。

則的に認可され、丙類は不許可群である。申請案件の認許可実績は、総処理案件の中約85%、金額約89%である(第8表)。これは、不要不急事業の申請が自発的に抑制されたためや「直接間接関係官庁方面の指導又は幹施に依る」²¹⁾ためである。「標準」に基づく産業金融の実態を示した第9表によれば、甲類は金融機関貸付・第4条8条関連で各々約70%を、全体では約60%を占めている。乙類は全体で約20%、丙類は約7%である。かかる産業金融の偏在こそが資金調整法の段階的の分類の目的とするところであった。従って、甲類に属した生拡計画産業及び直接的軍需品製造業への国策的産業金融が展開されたが、それは同時に産業再編をよぎなくさせた。甲類に属していたのは、鉱工業及び交通業である。生拡政策が先行的に開始された1935年の生産額に基づき甲類の内容を検討すれば次のようになる。土石採取業を除く鉱業では、重化学工業の原料供

20) 「事業資金調整標準」の内容は以下のとおりである。

甲類 (イ)生拡計画産業並びに兵器製造業及び航空機製造業。

(ロ)生拡計画及び軍需に密接な関係を有する産業で今後事業設備の新設、拡張又は改良を必要とするもの。

乙類 甲及び丙に属さない産業又は事業で、場合により事業設備の新設、拡張又は改良を必要とするもの(事業の性質により(イ)、(ロ)、(ハ)に分類)。

丙類 生産力過剰な産業、奢侈品その他当面国家全般の見地から見て必要度の薄い物品に関する産業はもちろん、この際差控えるのもやむをえざる事業で差当り事業設備の新設、拡張又は改良をすることが適当でないもの。

21) 日本銀行調査局『日本金融史資料(昭和編)』第27巻, 1970年, 419ページ。

第9表 設備資金の調整標準別分類

(単位、百万円)

年 中	金融機関貸付				第4条, 8条関連				他官庁 との合 意	合 計
	甲	乙	丙	小計	甲	乙	丙	小計		
1937. 9. 27~	201	67	12	280	573	237	140	950	71	1,301
1938	813	280	73	1,166	977	291	75	1,343	313	2,823
1939	1,110	366	114	1,590	1,007	446	61	1,514	507	3,610
1940. 3月まで	245	31	84	360	253	68	17	338	71	769
果 計	2,369	744	283	3,396	2,810	1,042	293	4,145	962	8,503

注) 1940年4-6月期の甲、乙、丙、分類不詳。

(出所) 第8表と同じ。

給部門としての意義をもつ金属・石炭・石油等の採鉱業の97.1%が甲類である。工業では全体の13.4%が甲類であり、内訳は兵器製造業100%、金属工業29.5%、機械器具工業25.4%、化学工業23.1%、窯業8.3%である。交通業は、全体で会社資本金額の21.9%が甲類に属している。対照的なのは、丙類に属する紡織工業78.6%、食料品工業83.0%、窯業87.5%等の不要不急産業である²²⁾。このように、大部分の産業への資金融通を抑制しながら、一部の特定産業への優先的産業資金配分したのが戦時金融統制であり、資金統制が設備資金の投資規制であったが故に必然的に戦時経済期の重化学工業化産業再編をもたらさざるをえなかった。

ところで、かかる金融統制が前述した産業資金源泉状況、金融機関貸出残高の1937年を画期とする急激な変化の内容をなしていた。興銀の変化の特異性をみるために、資金調整法を金融機関の貸付状況の側面から検討してみよう。金融機関及び証券引受業者は自治的調整が認められていたが、1938年末に自治的調整を行なった金融機関は総数605機関の内575機関であり、それらが所属する自治的資金調整団体は8種24団体である。その中核は日銀資金調整局である。しかし、自治的調整といっても自由に資金供給できたのではなく、「標準」を具体化した「自治的資金調整準則」によって統制されていた。「準則」によれ

22) 東洋経済新報社『日本経済年報』第30輯、1938年を参照。

ば、金融機関等は設備資金の貸付、有価証券の応募・引受及び募集の取扱いをする場合、一件の金額が三万円以上の時、その事業が甲類にであれば「努メテ優先的取扱ヲ為スコト」²³⁾、甲類イは50万円以内、甲類ロは20万円以内であれば自由に資金融通でき、乙類イは10万円以内は甲類と同じであるが、乙類ロは適当と認めるものにつき日銀と協議し資金融通し、乙類ハは「差控フルヲ可トスルモ之ヲ為スヲ必要ト認ムル」²⁴⁾場合のみ日銀と協議でき、丙類は「差控フルコト但シ特殊事情ニ依リ特別ノ取扱ヲ為ス必要アリト認ムル」²⁵⁾場合のみ日銀と協議できると規定されている。かかる金融統制のもとでの貸付状況は第10表のとおりである。特徴は、興銀一行で六大普通銀行を中核とする普通・貯蓄銀行の約60%に達していることである。このことは、戦時金融統制における興銀の戦略機関としての性格を顕著に示している。

第10表 資金調整法設備資金貸付状況 (単位、百万円、右%)

	普銀・貯銀		興 銀		金融機関		全認許可	
1937年	123	9.5	112	8.6	280	21.5	1,301	100.0
1938	572	20.3	368	13.0	1,166	41.3	2,823	100.0
1939	819	22.7	457	12.7	1,590	44.0	3,610	100.0
合 計	1,514	19.6	939	12.1	3,036	39.3	7,734	100.0

(出所) 大蔵省『昭和財政史』第11巻, 1957年, 98ページ。
前掲『日本興業銀行五十年史』, 451ページより作成。

しかしまた、興銀の融資方針には同行独自の生括資金融資基準が存在していた。それは日中戦争勃発直後に大蔵省が発令したものであり「社会的影響を考慮して厳秘」²⁶⁾とされた。その「厳秘の内命」の内容は次のとおりである²⁷⁾。

A・特に融資を必要とする生産業

(1)自動車(2)工作機械(3)航空機(4)兵器(5)船舶(6)動力用機械器具(7)硫安(8)アルミ

23) 「自治的資金調整準則」(1937年9月)第1項。

24) 同上, 第2項。

25) 同上, 第3項。

26) 前掲『日本興業銀行五十年史』, 453ページ。

27) 同上, 452-453ページ。

ニウム(9)パルプ(10)工業薬品（ベンゾール、石炭酸等）(11)洋紙(12)産金(13)産鋼(14)石炭(15)鉄銅(16)真鍮の各製造業(17)鉄鋼、亜鉛及マンガンに関する鉱業(18)石油業
B 融資を手控え差支えなき生産業

(1)紡績業(2)過磷酸石灰製造業(3)製糖業(4)セメント製造業(5)麦酒製造業(6)贅沢品製造業

この内命を生拡計画に従い分類すると、A項はすべて計画対象指定、B項はすべて対象外に属し、「標準」に従い分類すると、A項は甲類イにB項は乙類又は丙類に属する。従って内命の意図は、生拡計画が議決される前に実質的に政策遂行させようとするものであり、議決後は「標準」の政策目標を極端化させ牽引の役割を果たせようとするものであった。内命のもつ意義は、生拡計画の立案機関である企画庁が資源局と合併し（1937年10月）企画院となり、企画院が短期的な物資動員計画の作成に重点をおき生拡計画がその一環に編入されて以後も、当初の総合的基礎拡充の方針を継続させるため興銀の融資を規定した点にある。

かかる興銀の政策遂行戦略機関としての性格とともに、融資資金性格でも重要な特徴がある。第11表の資金性格を見ると、業種集中は前述のとおりであり、資金総額は全金融機関約150億円中興銀約20億円（約13%）であるが、設備資金は前者約35億円中興銀約11億円（約31%）である。ここに、興銀が設備資金供給者である特徴が現われている。各欄の設備資金比率をみればより顕著である。全金融機関が23%であるのに、興銀は約56%を設備資金として供給している。その内容を見ると、資金総額での特定業種集中は興銀が著しく、その業種への設備資金集中も興銀が著しい。興銀の平均設備資金率を上回る業種は、機械器具製造業（58.7%）、交通業（51.2%）、化学工業（36.5%）である。これらが、生拡計画対象業種及び「標準」甲類であることは前述のとおりである。つまり、興銀の産業金融の特徴は、生拡政策に規定された重化学工業化のための設備資金需要と興銀の国家資金を源泉とする長期固定性のある低利な設備資金供給機関としての性格とが結合してうみだしたものである。

第11表 全金融機関及び興銀の

	工業	内 訳					
		金 属	機械器具	化 学	紡 織	窯 業	食 料 品
全金融機関							
資金総額	6,292	993	1,854	965	1,184	141	267
設備資金	1,874	329	676	244	153	21	20
比 率	29.4	33.0	36.5	25.3	12.9	14.9	7.5
興 銀							
資金総額	1,051	99	577	155	55	9	8
設備資金	629	53	397	89	28	3	2
比 率	59.8	53.5	68.8	57.4	50.9	33.3	25.0
興銀比率							
資金総額	16.7	9.9	31.2	16.1	4.7	6.4	2.3
設備資金	33.6	16.1	58.7	36.5	18.3	14.3	0.1

(出所) 日本銀行統計局『戦時中金融統計要覧』1947年、65-68ページ。前掲『日本興業銀

かかる特徴が、民間金融機関の中央集権化と特殊銀行の編成替を伴った戦時金融機関体制の形成過程及び国家資金の産業資金供給と金融統制による前者の後者への包摂化の過程における興銀の果たした役割の特殊性である。そして、この包摂化過程は資金調整法で限定的であるとはいえ、自治的調整を認めていた限りでは、民間金融機関の全面的な従属化は意味していない。この期の産業金融の特徴は、特殊銀行興銀の機能拡大と選別融資による財政誘導と行政指導とで対応しようとしていたところにある。この結果、急激な重化学工業化産業再編をもたらしたのであるが、この産業金融体制も前述した矛盾を内包した展開である以上、戦争の拡大と内部矛盾の顕在化により新たな金融統制へと移行せざるをえなかった。

V 日本興業銀行融資基準の変更と破局

資金調整法による金融統制は、不急産業への設備資金供給抑制と金融機関等の自治的調整を認めたが、必要な業種への投資を命令する権限は認めていない。

業種別貸出残高・設備資金残高

(単位、百万円、%) 1940年末

電気ガス		交通業	鉱業	農林水産	商業	その他	合計
	その他						
702	117	978	864	255	2,881	3,416	14,998
417	10	525	369	94	37	552	3,453
59.4	56	53.7	42.7	36.9	1.3	16.2	23.0
136	9	331	211	34	183	99	1,911
50	3	269	114	24	0.4	31	1,069
36.8	33.3	81.3	54.0	70.6	0.2	31.3	55.9
1.4	5.1	33.8	24.4	13.3	6.4	2.9	12.7
0.1	0.3	51.2	30.9	25.5	1.1	5.6	30.6

『行五十年史』452ページ、巻末資料18ページより作成。

ところが、戦争の急激な拡大は軍需産業の飛躍を要請し、まず軍需産業の設備資金調達難が生じてきた。

そこで、1938年秋に国家総動員法の全面的発動が論議され、同法第11条の配当制限と命令融資の規定も発動されるべきであるとの提案が軍部及び末次内務大臣、木戸厚生大臣を筆頭に展開されたが、池田大蔵兼商工大臣は強力に反対し、閣内の意見対立として政治問題となった。池田は、生払は利潤原理に基づくべきで配当制限は論外であり、融資命令は「政府の補償があっても金融機関成立の基礎」²⁸⁾を喪失させるものであると主張した。大蔵省は、両見解の妥協案を模索し、配当制限は増配制限のみに限定し既成の配当を積極的に引下げる等の手段は実施しないとの方針を決定し、融資命令は第11条の発動としては行なわないが同じ内容をもつ代替案を作成することの合意をとりつけた。大蔵省は代替案として四案を検討したが、類別すれば戦時金融会社新設構想と興銀の機能拡大構想である。現実には、後者が国家総動員法第5回総会(1938年12

28) 池田大臣談話(1938年11月8日)、東京銀行集会所『銀行通信録』第634号、51ページ。

月)で可決され、第11条は配当制限規定と興銀に限定した命令融資規定の内容で「会社利益配当及資金融通令」として勅令で公布された。同勅令によると、大蔵大臣は必要に応じて興銀に対し「資金ノ融通又ハ有価証券ノ応募・引受若ハ買入」²⁹⁾を命令でき、政府は「営利的な金融の限度を越えても貸出しを強制的に命令する以上」³⁰⁾興銀が損失をうけた場合は「損失ヲ補償ス」³¹⁾と規定した。そして、興銀は資金確保のため四倍増資を行い、興銀の臨時資金融通部に特別勘定を設定した。この資本金2億円への増資で、興銀は債券発行限度の拡張及び政府保証額が特別枠相当額の範囲内で発行債券総体に拡大適用されることになり国家資金源泉を強化させた。また、1億円の増資新株は財閥系大銀行を中心に引受けられ、興銀に民間大銀行が直接に資金的にも関与することになった。この事態は、民間金融機関の包摂化を促進させる側面と、興銀の大株主となることで「貸出しの長期固定化や収益性、安全性をある程度度外視した軍需産業への貸出にともなう危険負担を回避しようとする大銀行の努力は、まず興銀の利用に向けられ」³²⁾た側面とをもちている。

第12表のように、興銀の命令融資額は漸次的に一般融資額を上回る傾向とな

第12表 興銀命令融資実績

(単位、百万円%)

	融資総額高 (A)	命令融資残高 (B)	B/A
1937年	779	—	—
1938	1,111	—	—
1939	1,319	100	7.6
1940	1,912	280	14.6
1941	2,736	713	26.1
1942	3,764	1,130	30.0

(出所) 前掲『日本興業銀行五十年史』467, 598ページ、巻末資料18, 19ページより作成。

った。主要な命令融資先は中島飛行機の工場拡張資金である。

このように、興銀の産業金融は命令融資によって軍需産業への設備資金供給性格を内包していた。この軍需金融は「営利的な金融の限度を越え」るものであり、「金融機関成立の基礎」を喪失させかねず、興銀の金融

29) 「会社利益配当及資金融通令」(1939年4月施行)第12条。

30) 前掲『昭和財政史』第11巻、121ページ。

31) 「会社利益配当及資金融通令」第13条。

32) 前掲『銀行』、412ページ。

機関としての存在の破局を準備させるものである。

しかし、設備資金統制の強化にもかかわらず、金融統制は新たな段階への移行を余儀なくされた。軍需産業の運転資金難としても前段階の矛盾が顕在化し、配当制限規定は「会社経理統制令」へ、命令融資規定は「銀行等資金運用令」へと分離継承され1940年10月に施行された。「運用令」は、命令融資対象資金を「産業資金」から「資金」へ、受命機関を「日本興業銀行」から「銀行」へと改定した。こうすることで、政府及び大蔵省は銀行全体に対し設備資金と運転資金の区別なく融資を強制することが可能となった。しかし、実際には1942年に至るまで興銀以外の命令融資はない。

日中戦争勃発以降、国家財政は臨時軍事費特別会計を中心とする軍事費供給と興銀を中心とする産業資金供給とに二元化されていたが、前者は1937年10月「前渡金概算払施行令」公布で軍自体が発注した製品には通例、注文額の半分程度を軍需会社の運転資金として供給していた。1938年10月以後は、興銀の命令融資により、軍需会社は設備資金と運転資金を同時に優先的に供給される体制が形成されたが、従来の「前渡金制度」は財政資金の大量散布に伴うインフレを顕在化させ金融統制の内部矛盾を発現させつつあり、財政資金散布は短期資金の金融機関への集積及び短期資金市場の資金過剰をひき起こし、金融機関は短期資金運用難を解決するために物資買だめ、闇取引や投機思惑資金に流用し始め、投資抑制産業へも設備資金として転用するという諸問題を生起させた。国家資金供給の二元化体制が産業資金の金融統制を空洞化させつつあったのである。そこで、過剰短期資金と軍需会社の運転資金不足を前者の后者への振り向けにより同時解決しようとしたのが新たな金融統制の特徴である。その統制は、設備資金統制の一層の強化と運転資金貸出統制の開始、及び命令融資の拡大との結合を内容としている。

政府は、1939年12月以降資金調整法第5条を発動し金融機関の運転資金貸出残高を調査し、「銀行等資金運用令」の命令融資対象拡大の法的準備を整え1941年8月に軍需手形引受制度を創設した。同制度の運用方法は次のとおり

である。軍から発注をうけた軍需会社に前渡金概算払をうけ得る金額の範囲(1941年では通例、注文額の四分の三程度)で興銀を支払人とする為替手形を振り出し、この手形に軍支出官または出納官吏が特定スタンプを捺印する。捺印は同時に興銀に対する債務引受命令の発動を意味し、軍需会社は取引銀行で手形割引をうけることができる。こうして軍需会社は納品前に自由に資金調達が可能となり、銀行は過剰短期資金の運用難を解消させることが可能となった。また、銀行は必要に応じて興銀に割引手形の買入れを要請できたので資金不足になることはなかった。興銀における手形の最終決済は、軍からの代金受領によって行なわれることになっていたが、実際には興銀に未決済軍需引受手形の累積が生じた。例えば、同制度開始から5ヶ月後の1941年末でさえ、興銀の手形引受高累計は約4億円であり、その内未決済残高は約3億3,000万円(約82%)であった。この傾向は、それ以後も一段と強まっていった。

このように、興銀は債務引受命令によって新たに軍需会社の運転資金供給の機能まで担うことになった。かかる軍需金融は興銀の金融機関としての性格を弱めることだけにとどまらない。つまり、金融機関の「営利性」を認めた上で興銀の先導的な設備資金供給に伴う損失を政府が補償するという財政誘導の金融形態から、命令融資による軍需金融の展開は軍需産業振興に必要な国家資金の供給及び軍による軍需物資徴発のための支出に金融という形態をまとませたものにすぎないとさえいいうるのであろう。換言すれば、軍需金融の特徴は、金融というよりはむしろ補助金化した軍需産業のための財政支出を興銀の金融という形態に転嫁し隠蔽しようとしたところにある。それ故に興銀が戦時経済で果たした特殊な機能が、急激な融資貸出残高の増大、未決済軍需引受手形残高の累積及び政府保証のなしくずしの拡大となって現われてきたのである。

これまで見てきたように、資金調整法を根本法規とする日中戦争期の金融統制は、「会社利益配当及資金融通令」を媒介に「銀行等資金運用令」で設備資金の統制対象範囲を越え新たな段階で金融統制を展開したのである。この過程で、興銀は金融統制の中枢に位置し、戦略的金融機関、重化学工業化産業再編

の選別融資機関及び軍需金融機関としての機能を果してきたが、それは同時に金融機関としては破局への過程を歩んでいたのである。

(1982年12月)